

○電気設備の技術基準の解釈（20130215商局第4号）の一部を改正する規程 新旧対照表（案）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>制定 20130215商局第4号 平成25年3月14日付け</p>	<p>制定 20130215商局第4号 平成25年3月14日付け</p>
<p>改正 20130318商局第5号 平成25年5月20日付け</p>	<p>改正 20130318商局第5号 平成25年5月20日付け</p>
<p>改正 20130510商局第1号 平成25年5月31日付け</p>	<p>改正 20130510商局第1号 平成25年5月31日付け</p>
<p>改正 20130925商局第1号 平成25年10月7日付け</p>	<p>改正 20130925商局第1号 平成25年10月7日付け</p>
<p>改正 20131213商局第1号 平成25年12月24日付け</p>	<p>改正 20131213商局第1号 平成25年12月24日付け</p>
<p>改正 20140626商局第2号 平成26年7月18日付け</p>	<p>改正 20140626商局第2号 平成26年7月18日付け</p>
<p>改正 20151124商局第2号 平成27年12月3日付け</p>	<p>改正 20151124商局第2号 平成27年12月3日付け</p>
<p>(※) 改正 <u>〇〇〇〇〇〇〇〇商局第〇号</u> 平成〇年〇月〇日付け</p>	<p>(※) 改正 <u>〇〇〇〇〇〇〇〇商局第〇号</u> 平成〇年〇月〇日付け</p>
<p>改正 <u>〇〇〇〇〇〇〇〇商局第〇号</u> 平成〇年〇月〇日付け</p>	<p>(新設)</p>
<p>電気設備の技術基準の解釈</p>	<p>電気設備の技術基準の解釈</p>
<p>経済産業省大臣官房商務流通保安審議官</p>	<p>経済産業省大臣官房商務流通保安審議官</p>
<p>この電気設備の技術基準の解釈（以下「解釈」という。）は、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号。以下「省令」という。）に定める技術的要件を満たすものと認められる技術的内容をできるだけ具体的に示したものである。なお、省令に定める技術的要件を満たすものと認められる技術的内容はこの解釈に限定されるものではなく、省令に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、省令に適合するものと判断するものである。</p>	<p>この電気設備の技術基準の解釈（以下「解釈」という。）は、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号。以下「省令」という。）に定める技術的要件を満たすものと認められる技術的内容をできるだけ具体的に示したものである。なお、省令に定める技術的要件を満たすものと認められる技術的内容はこの解釈に限定されるものではなく、省令に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、省令に適合するものと判断するものである。</p>
<p>この解釈において、性能を規定しているものと規格を規定しているものとを併記して記載しているものは、いずれかの要件を満たすことにより、省令を満足することを示したものである。</p>	<p>この解釈において、性能を規定しているものと規格を規定しているものとを併記して記載しているものは、いずれかの要件を満たすことにより、省令を満足することを示したものである。</p>

改正案	現行
目次 (略)	目次 (略)
<p>【高圧又は特別高圧の電路の絶縁性能】（省令第5条第2項）</p> <p>第15条 高圧又は特別高圧の電路（第13条各号に掲げる部分、次条に規定するもの及び直流電車線を除く。）は、次の各号のいずれかに適合する絶縁性能を有すること。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 特別高圧の電路においては、日本電気技術規格委員会規格 JESC E7001 (2015) 「電路の絶縁耐力の確認方法」の「3. 1 特別高圧の電路の絶縁耐力の確認方法」により絶縁耐力を確認したものであること。</p>	<p>【高圧又は特別高圧の電路の絶縁性能】（省令第5条第2項）</p> <p>第15条 高圧又は特別高圧の電路（第13条各号に掲げる部分、次条に規定するもの及び直流電車線を除く。）は、次の各号のいずれかに適合する絶縁性能を有すること。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 特別高圧の電路においては、日本電気技術規格委員会規格 JESC E7001 (2010) 「電路の絶縁耐力の確認方法」の「3. 1 特別高圧の電路の絶縁耐力の確認方法」により絶縁耐力を確認したものであること。</p>
<p>【機械器具等の電路の絶縁性能】（省令第5条第2項、第3項）</p> <p>第16条 変圧器（放電灯用変圧器、エックス線管用変圧器、吸上変圧器、試験用変圧器、計器用変成器、第191条第1項に規定する電気集じん応用装置用の変圧器、同条第2項に規定する石油精製用不純物除去装置の変圧器その他の特殊の用途に供されるものを除く。以下この章において同じ。）の電路は、次の各号のいずれかに適合する絶縁性能を有すること。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 日本電気技術規格委員会規格 JESC E7001 (2015) 「電路の絶縁耐力の確認方法」の「3. 2 変圧器の電路の絶縁耐力の確認方法」により絶縁耐力を確認したものであること。</p> <p>2～5 （略）</p> <p>6 開閉器、遮断器、電力用コンデンサ、誘導電圧調整器、計器用変成器その他の器具（第1項から第5項までに規定するもの及び使用電圧が低圧の電気使用機械器具（第142条第九号に規定するものをいう。）を除く。以下この項において「器具等」という。）の電路並びに発電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所に施設する機械器具の接続線及び母線（電路を構成するものに限る。）は、次の各号のいずれかに適合する絶縁性能を有すること。</p>	<p>【機械器具等の電路の絶縁性能】（省令第5条第2項、第3項）</p> <p>第16条 変圧器（放電灯用変圧器、エックス線管用変圧器、吸上変圧器、試験用変圧器、計器用変成器、第191条第1項に規定する電気集じん応用装置用の変圧器、同条第2項に規定する石油精製用不純物除去装置の変圧器その他の特殊の用途に供されるものを除く。以下この章において同じ。）の電路は、次の各号のいずれかに適合する絶縁性能を有すること。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 日本電気技術規格委員会規格 JESC E7001 (2010) 「電路の絶縁耐力の確認方法」の「3. 2 変圧器の電路の絶縁耐力の確認方法」により絶縁耐力を確認したものであること。</p> <p>2～5 （略）</p> <p>6 開閉器、遮断器、電力用コンデンサ、誘導電圧調整器、計器用変成器その他の器具（第1項から第5項までに規定するもの及び使用電圧が低圧の電気使用機械器具（第142条第九号に規定するものをいう。）を除く。）（以下この項において「器具等」という。）の電路並びに発電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所に施設する機械器具の接続線及び母線（電路を構成するものに限る。）は、次の各号のいずれかに適合する絶縁性能を有すること。</p>

改正案	現行
<p>一・二 (略)</p> <p>三 日本電気技術規格委員会規格 JESC E7001 (2015) 「<u>電路の絶縁耐力の確認方法</u>」の「3. 3 器具等の電路の絶縁耐力の確認方法」により絶縁耐力を確認したものであること。</p> <p>四・五 (略)</p>	<p>一・二 (略)</p> <p>三 日本電気技術規格委員会規格 JESC E7001 (2010) 「<u>電路の絶縁耐力の確認方法</u>」の「3. 3 器具等の電路の絶縁耐力の確認方法」により絶縁耐力を確認したものであること。</p> <p>四・五 (略)</p>
<p><b>【電気機械器具の熱的強度】</b> (省令第8条)</p> <p>第20条 電路に施設する変圧器、遮断器、開閉器、電力用コンデンサ又は計器用変成器その他の電気機械器具は、日本電気技術規格委員会規格 JESC E7002 (2015) 「<u>電気機械器具の熱的強度の確認方法</u>」の規定により熱的強度を確認したとき、通常の使用状態で発生する熱に耐えるものであること。</p>	<p><b>【電気機械器具の熱的強度】</b> (省令第8条)</p> <p>第20条 電路に施設する変圧器、遮断器、開閉器、電力用コンデンサ又は計器用変成器その他の電気機械器具は、日本電気技術規格委員会規格 JESC E7002 (2010) 「<u>電気機械器具の熱的強度の確認方法</u>」の規定により熱的強度を確認したとき、通常の使用状態で発生する熱に耐えるものであること。</p>
<p><b>【機械器具の金属製外箱等の接地】</b> (省令第10条、第11条)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 高圧ケーブルに接続される高圧用の機械器具の金属製外箱等の接地は、日本電気技術規格委員会規格 JESC E2019 (2015) 「<u>高圧ケーブルの遮へい層による高圧用の機械器具の金属製外箱等の連接接地</u>」の「2. 技術的規定」により施設することができる。</p> <p>4 (略)</p>	<p><b>【機械器具の金属製外箱等の接地】</b> (省令第10条、第11条)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 高圧ケーブルに接続される高圧用の機械器具の金属製外箱等の接地は、日本電気技術規格委員会規格 JESC E2019 (2009) 「<u>高圧ケーブルの遮へい層による高圧用の機械器具の鉄台及び外箱の連接接地</u>」の「2. 技術的規定」により施設することができる。</p> <p>4 (略)</p>
<p><b>【避雷器等の施設】</b> (省令第49条)</p> <p>第37条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 高圧及び特別高圧の電路に施設する避雷器には、A種接地工事を施すこと。ただし、高圧架空電線路に施設する避雷器(第1項の規定により施設するものを除く。)のA種接地工事を日本電気技術規格委員会規格 JESC E2018 (2015) 「<u>高圧架空電線路に施設する避雷器の接地工事</u>」の「2. 技術的規定」により施設する場合の接地抵抗値は、第17条第1項第一号の規定によらないことができる。(関連省令第10条、</p>	<p><b>【避雷器等の施設】</b> (省令第49条)</p> <p>第37条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 高圧及び特別高圧の電路に施設する避雷器には、A種接地工事を施すこと。ただし、高圧架空電線路に施設する避雷器(第1項の規定により施設するものを除く。)のA種接地工事を日本電気技術規格委員会規格 JESC E2018 (2008) 「<u>高圧架空電線路に施設する避雷器の接地工事</u>」の「2. 技術的規定」により施設する場合の接地抵抗値は、第17条第1項第一号の規定によらないことができる。(関連省令第10条、</p>

改正案	現行																						
<p>第11条)</p> <p><b>【低高圧架空電線路に使用する電線】</b>（省令第21条第1項）</p> <p>第65条 低圧架空電線路又は高圧架空電線路に使用する電線は、次の各号によること。</p> <p>一 電線の種類は、使用電圧に応じ65-1表に規定するものであること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、裸電線を使用することができる。（関連省令第5条第1項）</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p style="text-align: center;">65-1表</p> <table border="1" data-bbox="203 635 1055 882"> <thead> <tr> <th colspan="2">使用電圧の区分</th> <th>電線の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">低圧</td> <td>300V以下</td> <td>絶縁電線、多心型電線又はケーブル</td> </tr> <tr> <td>300V超過</td> <td>絶縁電線（引込用ビニル絶縁電線及び引込用ポリエチレン絶縁電線を除く。）又はケーブル</td> </tr> <tr> <td colspan="2">高圧</td> <td>高圧絶縁電線、特別高圧絶縁電線又はケーブル</td> </tr> </tbody> </table> <p>二・三 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	使用電圧の区分		電線の種類	低圧	300V以下	絶縁電線、多心型電線又はケーブル	300V超過	絶縁電線（引込用ビニル絶縁電線及び引込用ポリエチレン絶縁電線を除く。）又はケーブル	高圧		高圧絶縁電線、特別高圧絶縁電線又はケーブル	<p>第11条)</p> <p><b>【低高圧架空電線路に使用する電線】</b>（省令第21条第1項）</p> <p>第65条 低圧架空電線路又は高圧架空電線路に使用する電線は、次の各号によること。</p> <p>一 電線の種類は、使用電圧に応じ65-1表に規定するものであること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、裸電線を使用することができる。（関連省令第5条第1項）</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p style="text-align: center;">65-1表</p> <table border="1" data-bbox="1240 635 2092 882"> <thead> <tr> <th colspan="2">使用電圧の区分</th> <th>電線の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">低圧</td> <td>300V以下</td> <td>絶縁電線、多心型電線又はケーブル</td> </tr> <tr> <td>300V超過</td> <td>引込用ビニル絶縁電線以外の絶縁電線又はケーブル</td> </tr> <tr> <td colspan="2">高圧</td> <td>高圧絶縁電線、特別高圧絶縁電線又はケーブル</td> </tr> </tbody> </table> <p>二・三 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	使用電圧の区分		電線の種類	低圧	300V以下	絶縁電線、多心型電線又はケーブル	300V超過	引込用ビニル絶縁電線以外の絶縁電線又はケーブル	高圧		高圧絶縁電線、特別高圧絶縁電線又はケーブル
使用電圧の区分		電線の種類																					
低圧	300V以下	絶縁電線、多心型電線又はケーブル																					
	300V超過	絶縁電線（引込用ビニル絶縁電線及び引込用ポリエチレン絶縁電線を除く。）又はケーブル																					
高圧		高圧絶縁電線、特別高圧絶縁電線又はケーブル																					
使用電圧の区分		電線の種類																					
低圧	300V以下	絶縁電線、多心型電線又はケーブル																					
	300V超過	引込用ビニル絶縁電線以外の絶縁電線又はケーブル																					
高圧		高圧絶縁電線、特別高圧絶縁電線又はケーブル																					
<p><b>【低圧屋側電線路の施設】</b>（省令第20条、第28条、第29条、第30条、第37条）</p> <p>第110条 （略）</p> <p>2 低圧屋側電線路は、次の各号のいずれかにより施設すること。</p> <p>一 がいし引き工事により、次に適合するように施設すること。</p> <p>イ～ニ （略）</p>	<p><b>【低圧屋側電線路の施設】</b>（省令第20条、第28条、第29条、第30条、第37条）</p> <p>第110条 （略）</p> <p>2 低圧屋側電線路は、次の各号のいずれかにより施設すること。</p> <p>一 がいし引き工事により、次に適合するように施設すること。</p> <p>イ～ニ （略）</p>																						

改正案					現行				
110-1表					110-1表				
電線の種類		電線相互の間隔	電線と造営材との離隔距離	支持点間の距離	電線の種類		電線相互の間隔	電線と造営材との離隔距離	支持点間の距離
引込用ビニル絶縁電線又は引込用ポリエチレン絶縁電線	直径2mmの軟銅線と同等以上の強さ及び太さのもの	—	3cm	2m	引込用ビニル絶縁電線	直径2mmの軟銅線と同等以上の強さ及び太さのもの	—	3cm	2m
屋外用ビニル絶縁電線			20cm	30cm				15m	屋外用ビニル絶縁電線
上記以外の絶縁電線	直径2mmの軟銅線と同等以上の強さ及び太さのもの	110-2表に規定する値		2m	上記以外の絶縁電線	直径2mmの軟銅線と同等以上の強さ及び太さのもの	110-2表に規定する値		2m
110-2表 (略)					110-2表 (略)				
ホ 電線に、引込用ビニル絶縁電線又は引込用ポリエチレン絶縁電線を使用する場合は、次によること。 (イ)～(ニ) (略) へ～チ (略) 二～五 (略) 3 (略)					ホ 電線に、引込用ビニル絶縁電線を使用する場合は、次によること。 (イ)～(ニ) (略) へ～チ (略) 二～五 (略) 3 (略)				
【地中電線と他の地中電線等との接近又は交差】 (省令第30条) 第125条 低圧地中電線と高圧地中電線とが接近又は交差する場合、又は低圧若しくは高圧の地中電線と特別高圧地中電線とが接近又は交差する場合は、次の各号のいずれかによること。ただし、地中箱内についてはこの限りでない。 一 低圧地中電線と高圧地中電線との離隔距離が、0.15m以上であること。 (削る) (削る)					【地中電線と他の地中電線等との接近又は交差】 (省令第30条) 第125条 低圧地中電線と高圧地中電線とが接近又は交差する場合、又は低圧若しくは高圧の地中電線と特別高圧地中電線とが接近又は交差する場合は、次の各号のいずれかによること。ただし、地中箱内についてはこの限りでない。 一 地中電線相互の離隔距離が、次に規定する値以上であること。 イ 低圧地中電線と高圧地中電線との離隔距離は、0.15m ロ 低圧又は高圧の地中電線と特別高圧地中電線との離隔距離は、0.3m				

改正案	現行
<p>二 <u>低圧又は高圧の地中電線と特別高圧地中電線との離隔距離が、0.3m以上であること。</u></p> <p>三 <u>暗きよ内に施設し、かつ、第120条第3項第二号イに規定する耐燃措置を施した使用電圧が170,000V未満の地中電線であって、地中電線相互の離隔距離が、0.1m以上であること。</u></p> <p>四～六 (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>二～四 (略)</p> <p>2～5 (略)</p>
<p>【がいし引き工事】(省令第56条第1項、第57条第1項、第62条)</p> <p>第157条 がいし引き工事による低圧屋内配線は、次の各号によること。</p> <p>一 電線は、第144条第一号イからハまでに掲げるものを除き、絶縁電線(屋外用ビニル絶縁電線、<u>引込用ビニル絶縁電線及び引込用ポリエチレン絶縁電線を除く。</u>)であること。</p> <p>二～九 (略)</p>	<p>【がいし引き工事】(省令第56条第1項、第57条第1項、第62条)</p> <p>第157条 がいし引き工事による低圧屋内配線は、次の各号によること。</p> <p>一 電線は、第144条第一号イからハまでに掲げるものを除き、絶縁電線(屋外用ビニル絶縁電線<u>及び引込用ビニル絶縁電線を除く。</u>)であること。</p> <p>二～九 (略)</p>
<p>【トンネル等の電気設備の施設】(省令第56条、第57条第1項、第62条)</p> <p>第179条 人が常時通行するトンネル内の配線(電気機械器具内の配線、管灯回路の配線、第181条第1項に規定する小勢力回路の電線及び第182条に規定する出退表示灯回路の電線を除く。以下この条において同じ。)は、次の各号によること。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 電線は、次のいずれかによること。</p> <p>イ がいし引き工事により、次に適合するように施設すること。</p> <p>(イ) 電線は、直径1.6mmの軟銅線と同等以上の強さ及び太さの絶縁電線(屋外用ビニル絶縁電線、<u>引込用ビニル絶縁電線及び引込用ポリエチレン絶縁電線を除く。</u>)であること。</p> <p>(ロ)・(ハ) (略)</p> <p>ロ～ホ (略)</p> <p>三 (略)</p>	<p>【トンネル等の電気設備の施設】(省令第56条、第57条第1項、第62条)</p> <p>第179条 人が常時通行するトンネル内の配線(電気機械器具内の配線、管灯回路の配線、第181条第1項に規定する小勢力回路の電線及び第182条に規定する出退表示灯回路の電線を除く。以下この条において同じ。)は、次の各号によること。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 電線は、次のいずれかによること。</p> <p>イ がいし引き工事により、次に適合するように施設すること。</p> <p>(イ) 電線は、直径1.6mmの軟銅線と同等以上の強さ及び太さの絶縁電線(屋外用ビニル絶縁電線<u>及び引込用ビニル絶縁電線を除く。</u>)であること。</p> <p>(ロ)・(ハ) (略)</p> <p>ロ～ホ (略)</p> <p>三 (略)</p>

改正案	現行
<p>2 鉱山その他の坑道内の配線は、次の各号によること。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 低圧の配線は、次のいずれかによること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 使用電圧が300V以下のものを、次により施設すること。</p> <p>(イ) 電線は、直径1.6mmの軟銅線と同等以上の強さ及び太さの絶縁電線（屋外用ビニル絶縁電線、<u>引込用ビニル絶縁電線及び引込用ポリエチレン絶縁電線</u>を除く。）であること。</p> <p>(ロ) (略)</p> <p>三・四 (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>2 鉱山その他の坑道内の配線は、次の各号によること。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 低圧の配線は、次のいずれかによること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 使用電圧が300V以下のものを、次により施設すること。</p> <p>(イ) 電線は、直径1.6mmの軟銅線と同等以上の強さ及び太さの絶縁電線（屋外用ビニル絶縁電線<u>及び引込用ビニル絶縁電線</u>を除く。）であること。</p> <p>(ロ) (略)</p> <p>三・四 (略)</p> <p>3・4 (略)</p>
<p>【臨時配線の施設】（省令第4条）</p> <p>第180条 (略)</p> <p>2 がいし引き工事により施設する使用電圧が300V以下の屋側配線であって、その設置の工事が完了した日から4月以内に限り使用するものを、次の各号のいずれかにより施設する場合は、第166条第1項第二号の規定によらないことができる。</p> <p>一 展開した雨露にさらされる場所において、電線に絶縁電線（屋外用ビニル絶縁電線、<u>引込用ビニル絶縁電線及び引込用ポリエチレン絶縁電線</u>を除く。）を使用し、電線相互の間隔を3cm以上、電線と造営材との離隔距離を6mm以上として施設する場合</p> <p>二 (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>【臨時配線の施設】（省令第4条）</p> <p>第180条 (略)</p> <p>2 がいし引き工事により施設する使用電圧が300V以下の屋側配線であって、その設置の工事が完了した日から4月以内に限り使用するものを、次の各号のいずれかにより施設する場合は、第166条第1項第二号の規定によらないことができる。</p> <p>一 展開した雨露にさらされる場所において、電線に絶縁電線（屋外用ビニル絶縁電線<u>及び引込用ビニル絶縁電線</u>を除く。）を使用し、電線相互の間隔を3cm以上、電線と造営材との離隔距離を6mm以上として施設する場合</p> <p>二 (略)</p> <p>3・4 (略)</p>
<p>【放電灯の施設】（省令第56条第1項、第57条第1項、第59条第1項、第63条第1項）</p> <p>第185条 (略)</p> <p>2 使用電圧が300V以下の管灯回路の配線（放電管にネオン放電管を使用するものは除く。）は、次の各号によること。</p>	<p>【放電灯の施設】（省令第56条第1項、第57条第1項、第59条第1項、第63条第1項）</p> <p>第185条 (略)</p> <p>2 使用電圧が300V以下の管灯回路の配線（放電管にネオン放電管を使用するものは除く。）は、次の各号によること。</p>

改正案	現行
<p>一 電線は、けい光灯電線又は直径1.6mmの軟銅線と同等以上の強さ及び太さの絶縁電線（屋外用ビニル絶縁電線、<u>引込用ビニル絶縁電線及び引込用ポリエチレン絶縁電線</u>を除く。）、キャブタイヤケーブル又はケーブルであること。</p> <p>二 （略）</p> <p>3 使用電圧が300Vを超え1,000V以下の管灯回路の配線（放電管にネオン放電管を使用するものは除く。）は、次の各号のいずれかによるとともに、第167条の規定に準じて施設すること。</p> <p>一 がいし引き工事により、次に適合するように施設すること。</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 電線は、けい光灯電線であること。ただし、展開した場所において、管灯回路の使用電圧が600V以下の場合は、直径1.6mmの軟銅線と同等以上の強さ及び太さの絶縁電線（屋外用ビニル絶縁電線、<u>引込用ビニル絶縁電線及び引込用ポリエチレン絶縁電線</u>を除く。）を使用することができる。</p> <p>ハ～ホ （略）</p> <p>ニ～八 （略）</p> <p>4・5 （略）</p>	<p>一 電線は、けい光灯電線又は直径1.6mmの軟銅線と同等以上の強さ及び太さの絶縁電線（屋外用ビニル絶縁電線<u>及び引込用ビニル絶縁電線</u>を除く。）、キャブタイヤケーブル又はケーブルであること。</p> <p>二 （略）</p> <p>3 使用電圧が300Vを超え1,000V以下の管灯回路の配線（放電管にネオン放電管を使用するものは除く。）は、次の各号のいずれかによるとともに、第167条の規定に準じて施設すること。</p> <p>一 がいし引き工事により、次に適合するように施設すること。</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 電線は、けい光灯電線であること。ただし、展開した場所において、管灯回路の使用電圧が600V以下の場合は、直径1.6mmの軟銅線と同等以上の強さ及び太さの絶縁電線（屋外用ビニル絶縁電線<u>及び引込用ビニル絶縁電線</u>を除く。）を使用することができる。</p> <p>ハ～ホ （略）</p> <p>ニ～八 （略）</p> <p>4・5 （略）</p>

（※）電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）が成立したことを踏まえ、別途、ハネ改正を実施しており、平成28年4月1日付けで施行予定。その際、本解釈の制定・改正履歴を追記予定。